

【平成27年度】

# 台風第18号による被災した畜産農家の皆様へ

台風第18号の被害を受けられた方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。  
被害を受けられた畜産農家に、次の対策を実施します。

## 1【新マルキン事業(肉用牛肥育経営安定対策特別事業)】

- **生産者積立金を免除**します。  
免除期間は10月～12月末までの納付分。  
(肉専用種10千円/頭、交雑種25千円/頭、乳用種17千円/頭)
- 交付対象となる肥育期間の要件(8か月以上)を緩和し、早く出荷した牛も対象とします。また、他県に移動した肥育牛も交付対象とします。

## 2【養豚経営安定対策事業】

- **生産者負担金を免除**します。  
免除期間は第2～第3四半期の納付分。(700円/頭)

## 3【酪農家、肉用牛農家、養豚農家向け】<畜産特別支援資金融通事業>

- 経営悪化で負債の償還に支障が生じた場合、例年の貸付日(5月と11月)より貸付日を増やします(12月、1月、2月)。

## 4【繁殖農家、繁殖肥育一貫農家向け】<肉用牛経営安定対策補完事業>

- 繁殖雌牛の増頭又は導入をした場合、増頭奨励金(8万円・10万円)又は導入奨励金(4万円・5万円)を優先的に採択します。

## 5【酪農家向け】<酪農生産基盤確保・強化緊急支援事業、生乳流通合理化促進事業>

- 初妊牛の導入(5万円/頭)、簡易牛舎の整備、地域内での乳用牛の継承(3.2万円/頭)等を優先的に採択します。
- 使用不能となった生乳流通合理化機械装置(例:バルククーラー)をリース導入する場合、生乳流通合理化計画を不要とします。

注: 今回の特例措置の対象者は、市町村からの台風第18号による畜産関連施設の被害を証明する書面(罹災証明書等)の交付を受けた者が対象となります(3の事業を除く)。ただし、1と2については、雪害被害対策と同様に、①災害救助法の適用市町村、②激甚災害法の指定市町村の範囲内となります。

問い合わせ先:

- |                             |                   |
|-----------------------------|-------------------|
| 1, 3及び4の対策については、(公社)茨城県畜産協会 | Tel: 029-231-7501 |
| 2の対策については、茨城県養豚協会           | Tel: 029-231-7501 |
| 5の対策については、(一社)中央酪農会議        | Tel: 03-6688-9841 |